

■ 育成料等について

児童クラブの利用に係る料金(以下、「育成料」という)は、次の通りです。

〔育成料・おやつ代(児童1人の月額)〕

学 年	育成料	おやつ代
1年	12,000円	1,900円
2年	11,000円	
3年	10,000円	
4年	9,000円	
5年	8,000円	
6年	7,000円	

月の16日に入所する児童のその月の育成料ならびにおやつ代の額は、当該育成料ならびにおやつ代の2分の1に相当する額になります。

育成料等は、クラブへの出席日数に関わらず、在籍している場合はご負担いただきます。

<育成料等の徴収方法>

育成料等は、申請された預金口座より、預金口座振替により納付していただきます。

ただし、口座登録手続きが完了していない場合は、払込票を送付しますので、コンビニエンスストアからのお支払いをお願いします。口座登録手続き完了後は、預金口座振替により納付していただきます。

<振替日>

預金口座振替をする日(以下「振替日」という)は、毎月27日です。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日になります。

<育成料等の納付期限>

育成料ならびにおやつ代その他の経費は、前月末日までに納付してください。

<延長保育料>

前述した開所時間のうち、午後6時～午後7時までの間は延長保育となります。

延長保育を利用するときは、児童1人につき1回300円となります。

延長保育料は、延長保育利用実績を毎月月末締めで集計し、翌月27日の育成料等口座振替に加算いたします。

延長保育利用実績の集計とご請求方法は、次の通りです。

(1) 延長保育利用実績の集計とご請求方法

①毎月10日までに前月分の帰宅時間をコドモンの登降園履歴で確認してください。

帰宅時間が18:00以降となっている場合、延長保育利用としてカウントされます。

帰宅時間等について疑問がある場合は、必ず次月の10日までに在籍クラブ支援員に確認してください。

毎月11日に、延長保育料が確定します。期日厳守でお願いいたします。

延長保育料 = 帰宅時間が18:00以降となっている日数 × 300円
(児童1人につき)

②毎月27日の育成料等口座振替に前月分の延長保育料が加算されて、引落としとなります。

※退所された場合は、次月の27日に退所月に利用された延長保育料が引落としされますので、ご注意ください。

＜減免制度について＞

育成料については「茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則」に則り、茅ヶ崎市の減免制度があります。

詳細は茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部青少年課でご確認ください。

電子申請ができますので、市のホームページを参照してください。

新入所の場合は申請が年2回あります。在籍の方で6月まで決定が出ている方は、7月分から改めて申請が必要です。申請時期については別途配布するお手紙にてご確認ください。

＜育成料等の不還付＞

既納していただいた育成料等及び延長保育料は、還付しません。

ただし、指定管理者が災害その他特別な理由があると認める時は、育成料の全部又は一部を還付する場合があります。

■ 変更の届け出について

入所後に、住所、家族構成、保護者の就労状況等、入所申込書等の記載した事項に変更が発生したときは、速やかに茅ヶ崎市児童クラブ記載事項変更届出書及び必要な書類を提出してください。

■ 休所制度について

当法人が運営する児童クラブでは、休所制度は設けておりません。

■ 退所について

＜退所の届け出＞

入所児童が、「退所を希望する」ときは、**退所希望月の10日**までに「茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書」を提出してください。

10日を過ぎますと、退所月が翌月となり、育成料等が発生しますので、ご注意ください。

また、一度退所して、年度内に再申請する場合は、**調整指数－2点**となりますので、ご注意ください。

＜退所日＞

児童クラブの退所日は、茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書を提出した日によって次のようになります。

10日までの提出 → 提出した日を含む月末

11日以降の提出 → 提出した日を含む翌月末